

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
翌日が休日とある場合)
(たる翌日)

鳥取県告示第千六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 坂 本 武 夫 東伯郡北条町大字曲五三八

昭和六十一年十二月九日退任

- ◆告示 土地改良区の役員の退任(二件)
- 土地改良区の定款の変更の認可(二件)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- 土地改良事業の認可(十件)

保安林の指定の解除

- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定
- 都市計画の変更に係る図書の縦覧(三件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 自衛官の募集

鳥取県告示第千六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 松 尾 幸 雄 日野郡日南町新屋二五五一一
昭和六十一年十一月九日退任

告示

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を昭和六十一年十二月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を昭和六十一年十二月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十五号

溝口町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項における準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十二月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）本庄南地区農業用用排水）を昭和六十一年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県告示第千六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（農道能々場線）地区農道整備）を昭和六十一年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（大井手用水路）地区農業用排水）を昭和六十一年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）高山地区農業用排水）を昭和

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（新田屋用水路）地区農業用排水）を昭和六十一年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業陸上地区農業用排水）を昭和六十一年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）高山地区農業用排水）を昭和

六十一年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業佐治地区農道整備）を昭和六十一年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業北尾地区農業用用排水）を昭和六十一年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県告示第千七十六号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業三土地区画整理）を昭和六十一年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業三土地区画整理）を昭和六十一年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字浜通二四七五の一八五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千七十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画土地区画整理事業
- 二 南安長土地区画整理事業
- 三 追加する部分
鳥取市安長及び徳吉

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	沖合底びき網漁業

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

気高都市計画公園 四・四・一号浜村砂丘公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

気高郡気高町大字浜村字西浜及び字浜崎並びに大字勝見字中澤及び字

砂山

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・十七号米子駅西町線及び三・四・二十

一号末広町東町線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・四・十七号米子駅西町線

変更する部分

米子市末広町

2 三・四・二十一号末広町東町線

追加する部分

米子市末広町、大工町及び東町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年十二月十九日 鳥取県指令受鳥土維第八百七十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市寿町七五五

小林電器株式会社 ハウス事業部

代表取締役 小林群之助

鳥取県告示第千八十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百四十四条及び第二百一十七条第一項並びに第二百十八条の規定に基づき、昭和六十一年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 募集期間

昭和六十一年一月一日から同年三月三十一日までとする。

三 試験期日

募集期間中の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。
1 日曜日

2 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

試験場の位置及び名称
鳥取市鍛冶町一八一三

自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市見日町七〇九

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
米子市東町三三七

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所
米子市東町三三七

五 採用予定月

募集期間中の毎月（昭和六十二年三月に学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）に定める高等学校を卒業する予定の者にあつては、昭和六十二年三月又は四月）とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、

自衛隊法（昭和31十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項各款の
ことわざの認定したこゆの

2 試験科目

- 工 算器試験（図説（作文を含む。）・社説及び数学）
 丁 音体検査
 互 口腔試験
 互 潰性検査

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、
鳥取県准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和61年12月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
 - 2 試験会場
 - 3 受験料の提出期間
- 昭和62年2月27日（金）午前10時から午後3時まで
- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

昭和62年1月12日（月）から同月19日（月）まで（郵送の場合は昭和
 62年1月19日（月）までの消印のあるものは有効とする。）

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話 0857—26—
 7190）へ問い合わせること。